平成２７年（フ）第４７２号
京都市伏見区向島鷹場町74番地11　向島市営住宅10－２棟508号室
債務者　笹村　一雄
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
京都市上京区中立売通七本松東入三軒町71番地13　コーポラス北野903号
債務者　今河　初枝
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０８号
京都市上京区中立売通七本松東入三軒町71番地13　コーポラス北野903号
債務者　今河　憲次
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１８号
京都市山科区小山西御所町23番地５　すみれマンション204
債務者　岩尾　笹吉
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１９号
京都市山科区小山西御所町23番地５　すみれマンション204
債務者　岩尾　広美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
兵庫県西宮市甲子園町８番２－306号
債務者　中島　辰也
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５７号
兵庫県尼崎市食満７丁目９番１－202号
債務者　堀口　恒夫
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５８号
兵庫県尼崎市食満７丁目９番１－202号
債務者　堀口ミリアン，ホリグチ　ミリアン　レストレポこと　ＨＯＲＩＧＵＣＨＩ　ＭＹＲＩＡＭ　ＲＥＳＴＲＥＰＯ
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番40－218号
債務者　岩本　義数
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３００号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目３番３－201号
債務者　ニュープランこと　渋谷　照代
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０６号
兵庫県明石市魚住町清水2744―30　介護老人保健施設希望、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町南野添３丁目５番１－410号
債務者　井川　正和
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟614号
債務者　薄田　京子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟614号
債務者　薄田　　翼
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
神戸市西区押部谷町木幡30番地の１　グランドシャトー木幡201号
債務者　湯川　彰悟
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
奈良市左京２丁目２番地の227　19―502
債務者　橋本　茂己
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３８号
奈良市左京２丁目２番地の227　19―502
債務者　橋本恵美子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１５４号
奈良市三条大路１丁目２番１－101号
債務者　今井　友栄
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
奈良地方裁判所